

契 約 書

1	事 業 名	小型動力ポンプ購入										
2	規 格	仕様書に定めるとおり										
3	数 量	1 台										
4	契 約 金 額		十億			百万			千			円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額											
5	納 入 期 限	令和 8 年 2 月 2 7 日										
6	納 入 場 所	町が指定する場所										
7	契 約 保 証 金											

上記の物品売買について、次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

(※電子契約の場合は「この契約の締結を証するため、この電磁的記録を作成し、双方電子署名の上、各自この電磁的記録を保有する。」とする。)

令和 年 月 日

発 注 者 所 在 地 大阪府南河内郡太子町大字山田 8 8 番地
 名 称 太 子 町
 代 表 者 太子町長 田 中 祐 二 ⑩

受 注 者 所 在 地
 商号又は名称
 代 表 者 ⑩

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の物品売買の契約に関し、契約書に定めるもののほか、仕様書、見本、図面及びこれらの図書に対する質問回答書等（「仕様書等」という。以下同じ。）に基づき、これを履行しなければならない。
- 2 受注者は、物品を納入期限内に納入し、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 受注者は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
- 4 物品の納入を完了するために必要な一切の手段については、この契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び仕様書等における機関の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、発注者の事業所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 この契約が、契約内容を記録した電磁的記録により作成した場合において、この契約に施された電子署名に付与されたタイムスタンプの時刻情報が頭書記載の締結の日以後のときにあっても同日に遡って効力を生ずるものとし、また、当該時刻情報が同日前のときにあっても同日から効力を生ずるものとする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる発注者が認めた有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証第2条第3項に規定する契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(特許権等の使用)

- 第3条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（「特許権等」という。以下同じ。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(物品の納入)

- 第4条 受注者は、物品を納入するときは、発注者に納品書を提出し、提示された期限に一括して納入しなければならない。ただし、発注者が必要と認めるときは、分割して納入することができる。
- 2 第1項の納入において、仕様書等で特に明示されていない場合は、受注者は、当該物品を発注者が指定する場所に据え付け等をするものとする。
- 3 受注者は、発注者に納品した物品を、その承諾を得ないで持ち出すことはできない。

(検査)

- 第5条 発注者は、物品の納入があったときは、直ちに受注者の立会のもとにこれを検査するものとする。
- 2 受注者は、第1項の検査に立会わなかったときは、検査の結果について異議を申立てることはできない。
- 3 第1項の検査を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、発注者が自ら又は第三者に委託して破棄若しくは分解又は試験により検査を行うことができる。
- 4 受注者は、第1項の検査の結果、不良品がある場合は、直ちにこれを回収し、これに代えて新たに物品を納入し、改めて発注者の検査を受けるものとする。
- 5 第1項及び前項の検査に必要な費用及び検査のため変質、変形、消耗又は毀損した物品を原状に復する費用は、すべて受注者の負担とする。
- 6 発注者は、第1項及び第3項の検査について、物品の総量の一部を検査することにより、全部の適否を判断する方法によることができる。

(納入期限の延長)

- 第6条 受注者は、天災地変その他正当な理由により納入期限内に物品を納入できない理由が生じたときは、速やかにその理由を明示した書類を、期限内に発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の申請があった場合において、その事実を審査し、その理由が受注者の責めに帰すべき事由によらないときは、発注者と受注者が協議して正当と認める日数の延長を定めることができる。
- 3 発注者は、第1項の申請があった場合において、その納入期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(減価採用)

- 第7条 発注者は、第5条の検査に合格しなかった物品について、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、第9条の契約金額を減額して採用することができる。
- 2 第1項の規定により減額する金額については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

- 第8条 物品の所有権は、第5条の検査に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。

(契約金額の支払)

第9条 受注者は、物品の納入が完了し、かつ、第5条の検査に合格したとき又は第7条第2項の協議が成立したときは、契約金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により第5条第1項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(「約定期間」という。以下同じ。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(遅延損害金)

第10条 受注者の責めに帰すべき事由により、納入期限内に物品を納入することができない場合において、納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、発注者は、受注者から遅延損害金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、契約金額につき、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受注者は、遅延日数に応じ、前項の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(天災地変その他不可抗力による契約内容の変更)

第11条 契約締結後において、天災地変その他不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるときは、その実情に応じて、発注者と受注者は協議のうえ、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(物品納入の変更、中止等)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対しての物品の内容を変更し、又は、物品の納入を一時中止させることができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、次項の定めるところにより、納入期限若しくは契約金額を変更し、又は必要な費用等を負担しなければならない。

2 前項の規定による納入期限又は契約金額の変更は、発注者と受注者との間で協議して定める。

(一般的損害)

第13条 物品に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のため必要の生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のため生じた経費は発注者の負担とし、その額は発注者と受注者との間で協議して定める。

(契約不適合責任)

第14条 物品に品質不良、変質、数量の不足その他の契約の内容に適合しないもの(「契約不適合」という。以下同じ。)であるとき、発注者は受注者に対し、目的物の修補又は代替物、不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものではないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に納入しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第15条 発注者は、物品の納入が完了しない間は、次条又は第17条に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者との間で協議して定める。

(発注者の催告による解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に物品を納入しないとき又は納入する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第14条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 納入期限内又は納入期限後相当の期間内に物品を納入する見込みがないことが明らかであるとき。

(2) 受注者がこの契約の物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に納入しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が納入をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(5) 第19条又は第20条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 個人である入札参加資格業者及び法人である入札参加資格業者の役員等が、暴力団員であると認められるとき。

イ 入札参加資格業者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札参加資格業者及びその役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利

益を不当に与えたと認められるとき。

エ 入札参加資格業者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 入札参加資格業者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 入札参加資格業者及びその役員等が、資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、アからオまでのいずれかに該当する者であるとして、当該契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対してこの契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条 第16条各号又は前条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第16条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1） 第12条第1項の規定により契約内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

（2） 第12条第1項の規定による納入期限の延長が3か月以上に達したとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除権）

第21条 第19条又は前条各号に掲げる事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第19条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第22条 発注者は、この契約が物品の納入前に解除された場合においては、この契約が解除された日までの検査に合格した物品を受注者から引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた物品に相応する費用を受注者に支払わなければならない。

2 物品の納入後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。

（発注者の損害賠償請求等）

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（1） 納入期限内に物品を納入することができないとき。

（2） 契約物品に契約不適合があるとき。

（3） 第16条又は第17条の規定により、物品の納入後にこの契約が解除されたとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（1） 第16条又は第17条の規定により、物品の納入前に契約が解除されたとき。

（2） 物品の納入前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

（1） 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成14年法律第154号）の規定により選任された破産管財人

（2） 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（3） 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に掲げる場合（前項の規定により第2項第2号に該当場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第2項の場合（第17条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第24条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1） 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2） 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（賠償金等の徴収）

第25条 受注者がこの契約書の各条項に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、前項の率で計算した遅延金を徴収する。

（不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第26条 受注者が、この契約に関し、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、賠償金として契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又はこの契約が履行された後についても同様とする。

（1） 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）「独占禁止法」という。以下同じ。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業団体が独占禁止法第8条第1項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（「納付命令」という。以下同じ。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業団体（「受注者等」という。以下同じ。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、この契約が当該期間に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであったとき。
 - (4) この契約に対し、受注者（法人にあってはその役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると町長が認めたとき。
- 2 受注者は、契約の履行を理由として、第1項の賠償金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が賠償金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（契約不適合責任期間等）

- 第27条 発注者は、納入された物品に関し、第4条第1項に規定する納入を受け、第5条第1項、第3項及び第6項の規定による検査の結果、契約不適合があった場合には、直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、前日の納入及び検査の日から1年が経過する日まで、履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約金額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができる。）
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げるにより行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内の請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各号の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 第1項の規定については、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 納入された物品の契約不適合が受注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（消費税等の取扱い）

- 第28条 契約書本体頭書きの4「契約金額」に記載の「消費税及び地方消費税」（「消費税等」という。以下同じ。）とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくものである。
- 2 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率によって計算し、速やかに変更契約を行うものとする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。

（疑義等の決定）

- 第29条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者との協議のうえ、これを定めるものとする。